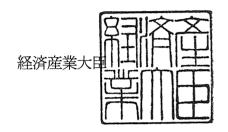
経済産業省

20180330統第3号 平成30年4月5日

総務大臣 殿



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項の規定に基づく 承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

工業統計調査



主管部課	経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	小柴 真
	電話:03(3501)9945 e-mail:koshiba-makoto@meti.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称工業統計調査

2 変更の内容

2 変更の内谷		
変更案	変更前	変更理由
2 調査の目的	2 調査の目的	・「公的統計の整備に
我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料	我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料	関する基本的な計
を得る とともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済	を得る ための工業統計 を作成することを目的とする。	画」(平成 30 年 3
構造統計を作成することを目的とする。		月 6 日閣議決定)
		において、経済セ
		ンサス - 活動調査
		の中間年における
		経済構造統計につ
		いて、関連する基
		幹統計調査の再編
		と併せて整備し、
		産業横断的な統計
		を作成・提供する
		こととされたこと
		を踏まえた対応
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	□	・形式的修正
(1)報告を求める事項(詳細は、別添1及び別添2の「調査票」	(1)報告を求める事項	707 41.012
を参照)	(1) The Color of the	
<u> </u>		

6 報告を求めるために用いる方法

- (1)調査組織
- ①単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる 企業の事業所を含む。以下同じ。)

<u>総務省及び経済産業省</u>一都道府県―市町村<u>(注)</u> – 統計調査員― 報告者

- (注) 市には特別区を含む。以下同じ。
- ②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所

総務省及び経済産業省一民間事業者一報告者

- (2)調査方法(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □ その他)
- 1) 準備調査

(①略)

② 準備調査は、<u>別添3</u>に掲げる工業調査準備調査名簿(以下 「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。 (③~⑦削除)

6 報告を求めるために用いる方法

- (1)調査組織
- ①単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる 企業の事業所を含む。以下同じ。)

経済産業省―都道府県―市町村<u>(特別区においては区。以下同</u> じ。) -統計調査員―報告者

- ②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所経済産業省—民間事業者—報告者
- ・調査の目的の変更 も踏まえ、総務省 と経済産業省の共 管調査とするた め。
- 形式的修正

- (2)調査方法(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □ その他)
- 1) 準備調査

(①略)

- ② 準備調査は、別紙様式1に掲げる工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。
- ③ 統計調査員は、市町村長(特別区においては区長。以下同じ。)の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。
- ④ 市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し 1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに 都道府県知事に提出する。
- ⑤ 都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査 し、準備調査名簿の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿 の原票を調査実施年の9月30日までに経済産業大臣に提出 する。
- ⑥ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルに準備調査 名簿の内容を調査実施年の9月30日までに記録する。
- ⑦ 都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

- · 形式的修正
- ・総務大臣による承 認事項としてより 適当な記載に整理

2) 甲及び乙調査

①調查員調查

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独 事業所に対し、調査票を配布し、オンラインによる回答又は統計 調査員による取集により市町村長が回収する方法により行う。 (以下削除)

2) 甲及び乙調査

①調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独 事業所に対し、調査票 (別紙様式2もしくは別紙様式3) を配 布し、オンラインによる回答又は統計調査員による取集により 市町村長が回収する方法により行う。

市町村長は、調査員によって取集された調査票を整理した上、 審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、調査実施年の10月31日までに調査員調査分を総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の10月31日までに経済産業大臣に提出する。

都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

•形式的修正

・総務大臣による承 認事項としてより 適当な記載に整理

②郵送調査

上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業 所に対し、<u>総務大臣及び経済産業大臣</u>が契約する民間事業者にお いて調査票を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオ ンラインにより回収する方法により行う。

なお、郵送調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配 布、回収、審査、督促等とする。

②郵送・オンライン調査

上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、<u>経済産業大臣</u>が契約する民間事業者において調査票 (別紙様式2もしくは別紙様式3)を送付し、民間事業者を活用 して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

なお、郵送調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配 布、回収、審査、督促等とする。

- ・表記の適正化
- ・調査の目的の変更も踏まえ、総務省と経済産業省の共管調査とするため。
- 形式的修正

7 報告を求める期間 (1)調査の周期 1年(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)	7 報告を求める期間 (1)調査の周期 経済センサス - 活動調査実施年を除き毎年	・形式的修正
(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員調査:市町村長の定める日 <u>(ただし、オンラインは総務大臣及び経済産業大臣が定める日)</u> 郵送調査: <u>総務大臣及び経済産業大臣</u> が定める日	(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員調査:市町村長の定める日 郵送・オンライン調査:経済産業大臣が定める日	・調査の目的の変更 も踏まえ、総務省 と経済産業省の共 管調査とするた め。 ・表記の適正化
8 集計事項 別添4 「集計事項一覧」を参照。	8 集計事項 <u>別記1</u> 「集計事項一覧」を参照。	・形式的修正
9 調査結果の公表の方法及び期日 (1)公表の方法 インターネットにより公表する。 (2)公表の期日 工業統計調査速報は、調査実施翌年の3月末までに公表する。 工業統計調査産業別統計表[概要版]は、調査実施翌年の5月末 までに公表する。 工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、調 査実施翌年の12月末までに公表する。	9 調査結果の公表の方法及び期日 (1)公表の方法 経済産業大臣は集計の結果をインターネットにより公表する。 (2)公表の期日 工業統計速報は、調査実施年の翌年(2月~3月頃の予定) 工業統計表産業別統計表[概要版]は、調査実施年の翌年(4月~5月頃の予定) 以降、工業統計表産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、順次公表の予定。	・形式的修正 ・公表の期日の明確 化
13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更) 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細について は、 <u>別添ち</u> のとおり。	13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更) 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、 <u>別添</u> のとおり。	・形式的修正

調査計画 (変更後)

1 調査の名称

工業統計調査

2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)について行う。

4 報告を求める者

(1)数

甲調査:約65,000事業所

乙調査:約290,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査 対象の事業所を含めて約590,000事業所。

- (2) 選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出)
- (3) 報告義務者

後記6の(2)2)①の調査においては、事業所の管理責任者。

後記6の(2)2)②の調査においては、企業の本所事業所の管理責任者もしくは、支所となる事業所の管理責任者。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項(詳細は、別添1及び別添2の「調査票」を参照)
 - 1) 甲調査
 - ① 事業所の名称及び所在地
 - ② 本社又は本店の名称及び所在地
 - ③ 他事業所(国内)の有無
 - ④ 経営組織
 - ⑤ 資本金額又は出資金額(会社に限る)
 - ⑥ 従業者数
 - ⑦ 現金給与総額
 - ⑧ ⑨、⑩、⑪、①、②、③の消費税の経理処理の状況
 - ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入 額
 - ⑩ 有形固定資産
 - ① 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - ② 製造品の出荷額、在庫額等
 - ③ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
 - 4 主要原材料名
 - ① 作業工程
 - ⑩ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - ① 工業用地及び工業用水
 - 2) 乙調査
 - ① 事業所の名称及び所在地
 - ② 本社又は本店の名称及び所在地
 - ③ 他事業所(国内)の有無
 - ④ 経営組織
 - (5) 資本金額又は出資金額(会社に限る)
 - ⑥ 従業者数
 - ⑦ 現金給与総額
 - ⑧ ⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況
 - ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入 額の合計金額

- ⑩ 製造品出荷額等
- ① 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ② 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- (13) 主要原材料名及び簡単な作業工程
- (2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦、⑨、⑩、⑫(品目別製造品在庫額を除く)、⑬、⑯及び2)⑦、⑨、⑩、⑪、⑫は、前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の1) ⑪は、前年の年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)、5の(1)の1) ⑫ (品目別製造品在庫額) は、年末(12月31日現在)によって行う。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査組織
 - ①単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。) 総務省及び経済産業省―都道府県―市町村 ^(注) –統計調査員―報告者
 - (注) 市には特別区を含む。以下同じ。
 - ②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所

総務省及び経済産業省―民間事業者―報告者

- (2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)
 - 1) 準備調査
 - ① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。
 - ② 準備調査は、別添3に掲げる工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。
 - 2) 甲及び乙調査
 - ①調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票を配布し、 オンラインによる回答又は統計調査員による取集により市町村長が回収する方法により行う。

②郵送調査

上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、総務大臣及び経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

なお、郵送調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。

7 報告を求める期間

(1)調査の周期

1年(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員調査:市町村長の定める日(ただし、オンラインは総務大臣及び経済産業大臣が定める日)

郵送調査:総務大臣及び経済産業大臣が定める日

8 集計事項

別添4「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネットにより公表する。

(2) 公表の期日

工業統計調査速報は、調査実施翌年の3月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表[概要版]は、調査実施翌年の5月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、調査実施翌年の12月末までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2年	都道府県知事
準備調査名簿	1年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	2年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	4年	都道府県知事

準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した	永年	経済産業大臣
電磁的記録		

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の(1)報告を求める事項」中「1)甲調査」の⑥から⑰まで及び「2) Z調査」の⑥から⑬までほがる事項。

13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添5のとおり。

事業所の名称及び所在地 リガナ) (電話番号)		10 有形固定(単	単位:万円) 土 帳簿価額)	地	有 形	固 定 計		<u>た 地 を 除 く</u> 建 物 、構 築 設備、建物附属設(物		械 、装 置 属設備を含む)		う、運搬具、而 D工具、器具	
称)		年初現在		意 千万 百万 十万 万	門 兆 千億 百億 十億	億 千万 百万	十万 万円 千億 百			億百億十億	億 千万 百万 十万 7 × × × ×	万円 千億 百億 十億 × × × ×		カ + カ 万
		取得額(` ^ ^		^ ^ ^ ^	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	` ^ /
在地)		除却・売却による減			 		建設	と仮勘定の増			<u> </u>			
		II 		は、「0」を記入。	-		建設	有形固定資産以 设仮勘定の減	(年間)		-			
本社又は本店の名称及び所在地 1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。	8 8	 	質、半製品、仕掛品の個		燃料の在庫	<u> </u>	<u> </u>	有形固定資産以	けかもの及し	小土地 は 医	まいてください。		<u> </u>	<u> </u>
称) (電話番号)	で	(1) 貴事業所の所有す	るものについて記入して 支給して製造させた委託	ください。 <u>(</u>		(帳簿価額)	① I Ψ	製品及び仕掛。	□	巨针和	料及び燃料(3)	스타	1) + 2)	上 ②
		に含め、他企業から	ら支給された原材料による け入れてそのまま販売する	受託加工品 と ちの(転売		億 千万百万	~				意 億 千万百万十万			
在地)	選	品)は含めないでく (3) 製造品の年末在庫		中海到人心	手 初 F 末 F x x x x x x x x x x x x x x x x x x									
	ж Э	一致します。			☆									
他事業所(国内)の有無 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。		12 製造品の出荷12 ア品目別製造	お額、在庫額等 (単位: 品出荷額(年間)		原材料を他企業の国	内事業所に支給	合して製造させた	もの(委託生産品)に	まここに含めて	ください。	12 イ品目別製	↓	(年末現4	¥)
2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 あてはまる番号一つに○を付けてください。 3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。	税		ề油税及び地方揮発油税を含む ✓✓	仕入れて又は受	け入れてそのまま販		品)はここに含め	ず「エ その他収入答		ください。		(帳簿価額		
経営組織 1 会社(株式(有限を含む)、合同、合資、合名) 2 組合・その他の法人	込		番号	製造	品名	単位名	数量	兆 千億 百億 十			数量		億千万百	
2 組合・ての他の法人 あてはまる番号一つに○を付けてください。 3 個人										+				+
資本金額又は出資金額(会社に限る) (単位:万円) 千億百億十億 億 千万百万十2	消費	Ⅱ								+		+		+
○年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。 5,000円未満の場合は、「0」を記入。										+				
従業者数(〇年6月1日現在) (単位:人)	抜	 								+				+
① ②										+				+
D	別経	∥								+				
分 家族 従業者 正社員・正職員 としている人 ③以外の人 (パート・アルバイトなど) ※④以外のパー ト・アルバイトな どを含む) (①~⑤の 由向又は派遣して どを含む) 「この事業所で働 いる人)	かて	 								+	+			+
男	L			1	4	製造品出荷額	預計★				製造品在庫額	計		
	金	12 ウ 加工賃収入	.額(年間)	他の企業(国	▲ 内外にかかわら 対して受け取った	げ)が所有す	る原材料又は		上して◎年中 ださい	に引き	☆ 16 製造品出荷 割合(左閉)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
この事業所に従事している人の男女計 (⑥ - ⑤ - ⑦ + ⑧)	 		番号	12012007(2	<u>類して受け取りた</u> 賃 加 エ		-VA GWHT	金	額 (単位:フ	5円) カ ナカラの		関手続を行っ		へは日
現金給与総額(年間) 金額(単位:万円 千億百億十億億億千万百万十2			9					20 TIO DIS 11	- R 1/JE		13項(12のア、ウ、 額)に対する直接 を、小数点第2位	輸出額の割合	割合(単	位:%)
常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支 払われた給与(期末賞与等)の額	_ }		9								ださい。 17 工業用地及		<u> </u>	
その他の給与額 常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払 額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額など	7		9								ア 事業所敷地			
現金給与総額(年間) 合計	<					加工賃収	入額 計	t				用している敷地。賃借を含みる	ます。	
消費税の税込み記入・税抜き記入の別 1 税込み 2 税抜き	にって	12 エ その他収入	、額(年間)		「その他収入額」 財産収入、利子・			び財産売却収え	入は除きます		区分	面 積		
選択した記入方法をOで囲んでくたさい。 ●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は	ŭ		番号		その他収入	の種類名		北 千億 百億 十	額 (単位:)億 億 千万百		_			
「2 税抜き」で記入してください。 □ 囲 み の 欄 (9 項 、10 項 (土 地 を 除 く)、11 項 、12 項 、13 項)は	: . ∥ ઁ		0 0 0								イ 1日当り水源	用水量	量 (単位:立方	
上記、8項(「1税込み」「2税抜き」)での選択による金額を記入してください 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び 金額(単位:万円)		1	0 0 0 0								. 1	分 百万十万 工業用 水 道	万千百	+ -
転売した商品の仕入額 (年間)	5 5 P	<u> </u>	0 0 0)			-				水道	上水道		
原材料使用額 主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、 消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額		T					入額 計	t		 	3 井戸水(す			+
燃料使用額石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料を含む)		13 12のア、ウ、コ	エの合計金額 3 「同じ企業の他の事業所か	<u> </u>	作業工程		印合計 品の出荷額	在庫額等に記入	() た製造5	し	4 その他の			
電 力 使 用 額 電灯用を含み、自家発電は除く		ア購入したもの	入れたものも含めてくださ	v. 19	IF术上性		1工に関する貴	生単領寺に記り 貴事業所の作業:			備考	1 1	<u>: : l</u>	
製造等に関連する生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費							Š							
数 日 7 に 1		イ 他の企業から支給	されたもの(無償)											
			· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1										
性 入 額 売品在庫額 + 年間転売品仕入額 - 年末転売品在庫額)				ļ										

- 13 -

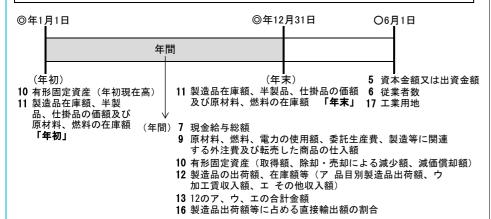


記入注意 【調査事項の説明】

〇=その項目に含まれる数字 ×=その項目に含まれない数字

調査期間 ◎年1月~12月

・調査期間が「年間」となっている事項については、⑥年1月~12月までの1年間の実績をご配入ください。
・調査時点が「年初」となっている事項については⑥年1月1日時点、「年末」となっている事項については ⑥年12月末日時点の数値をご配入ください。
・それ以外については、〇年6月1日現在の数値をご配入ください。



※◎年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、◎年を最も多く含む決算期間 (12か月)で記入してください。

なお、その場合の「年初・年末」はそれぞれ「期首・期末」で記入してください。

6 従業者数 (1)「①個人業主及び無給家族従業者」

個人業主とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうち1人を個人業主とし、他の人は「③正社

員・正職員としている人」としてください。 毎・本**給事性代表を**して、個人業との事情に、「最全人会にある」としている人としているがある。

無給家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。

× 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」とします。

- (2) 「②有給役員」とは、貴事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の 事業所の役員を兼ねている場合であっても、貴事業所が役員報酬を支給している場合は、貴事 業所の有給役員に該当します。
 - × 無給役員は従業者には該当しません。
- (3)「常用雇用者」とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。 臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は「常用雇用者」に含めます。
 - (ア)「③正社員・正職員としている人」には、貴事業所で「正社員」、「正職員」として処遇している人を記入します。一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、 貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
 - (イ) 「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」には、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人を記入します。
- (4) 「⑤臨時雇用者」には、「常用雇用者」の定義に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)を記入します。 ④以外のパート・アルバイトなどを含めます。
- (5) 「⑥合計」には、①~⑤の合計を記入してください。「⑧出向・派遣受入者」のみの場合は「O」と記入してください。

「⑦送出者」には、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置 いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人を記入します。

- (6) 「**⑧出向・派遣受入者」**には、別経営の事業所に籍を置いたまま貴事業所で働いている人及び 人材派遣会社からの派遣従業者を記入します。
 - × 別経営の事業所から業務請負により、貴事業所で働いている人は含めません。
- (7) 「この事業所に従事している人の男女計」には、⑥ ⑤ ⑦ + ⑧ の値を記入してください。甲調査(従業者30人以上)、乙調査(従業者4 \sim 29人)の判断に用います。

7 現金給与総額

貴事業所が支払っている給与等(派遣会社への支払額などを含みます)について、所得税、保険料、組合費などを差し引かない金額を記入してください。

- 貴事業所分として本社が負担している金額 × 現物支給したもの、事業所負担の社会保険料、非常勤の役員に対する報酬
- (1)「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、 諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」

労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。

× 出向・派遣受入者に対する支払額 → 「その他の給与額等」に記入します。

(2) 「その他の給与額等.

常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額 (出向元企業・派遣会社への支払額など)、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対 する負担額などを記入してください。

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を〇で囲んでください。9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、 税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - 8項での選択(「消費税込み」「消費税抜き」)による金額を記入してください。
 - (1)「原材料使用額」

- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用等の原材料 (委託生産のために他企業に支給した原材料及び製品を含みます)及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、 実際に製造等に使用した総使用額をいいます (購入額を記入するものではありませ
- (イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
- (ウ) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものは市価に換算して記入してください。
- (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えばコークス製造用の 石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
- (2) 「**燃料使用額」**には、貨物運搬用・暖房用も含みます。 同一企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が使用した石炭、石油などの使用
- 額は、製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
 (3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。 × 自家発電によるものは含めません。
- (4) 「委託生産費」とは、自己の所有する原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託 (「委託生産」もしくは「外注加工」) した場合に支払う加工賃をいいます。 支給した原材料又は製品は「原材料使用額」に記入します。
- (5) 「製造等に関連する外注費」

「製造原価」(売上原価)に計上した外注費のうち、**当該事業所収入に直接関係する外注費**をいいます。

- ○生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包
- 〇 製品に組み込まれるソフトウェアの開発
- 製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理 × 季託佐産費 → 「季託佐産費 (製注加工費)」に記るします。
- × 委託生産費 → 「委託生産費(外注加工費)」に記入します。
- × 派遣会社への支払額 → 「7 現金給与総額 (その他の給与額等)」に記入します。 × 固定資産に計上されるもの
- × 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝など管理・販売関係の外注費
- (6)「転売した商品の仕入額」とは、調査期間中に実際に売り上げた「転売品」に対応する仕入額 をいいます。 【計算式】 年初転売品在庫額 + 年間転売品仕入額 - 年末転売品在庫額

10 有形固定資産

事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む)の帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。

- (1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産計(建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等の合計)」の両方を、それぞれ記入してください。なお、帳簿価額は、▲年までの減価償却累計額を取得価額から差し引いた純額になります。
- (2) 「取得額」
 - (ア) 購入、建設、自家製作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定から の振り替えを、取得の際の帳簿価額又は振り替えの際の評価額で記入してください。
 - (イ) 〇 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合 × 資産の再評価によって固定資産の帳簿価額が増加した場合
- (3) 「除却・売却による減少額」には、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は減失による除却額を記入します。「土地」と「有形固定資産計(土地を除く)」に区分して記入してください。土地の減損分は含みません。
- (4) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てた金額を記入してください。「減価償却額」がない場合は、「OIを配入してください。
- (5) 「建物、構築物」
 - (ア) 建物には、工場、事務所のほか、貴事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他事業の用に供している資産(構外のものを含む)並びに附属設備を含めてください。
 - (イ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてくださ
- (6) 「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有 形固定資産に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。ただし、有形固定資産 以外のもの(例えば、ソフトウエアなどの無形固定資産など)及び土地については除いてくださ

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

- 帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してくださ
- い。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- (1) 「**在庫額」**には、貴事業所が製造等のために所有するもの(他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給している原材料を含みます)を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び賃加工した製造品(受託生産品)、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は、含めないでください。
- (2) 部分品でも貴事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

12 製造品の出荷額、在庫額等

- 8項での選択(「消費税込み」「消費税抜き」)による金額を記入してください。
- (1)「製造品」には、部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
- (2)「製造品名」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」、「番号」、「数量単位名」などの記入 に当たっては、調査票と同時に配布した「商品分類表」によって記入してください。
- (3) 調査票欄に書ききれないときは、調査票と同時に配布した「調査票の記入の仕方」にある補助用紙を用いてください。その際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず貴事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計金額は、調査票の「製造品出荷額計」、「製造品在庫額計」、「加工賃収入額計」、「その他収入額計」欄に記入してください。
- (4) 「ア 品目別製造品出荷額」
 - (ア) 酒税、たばこ税、たばこ特別税、たばこ地方税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ金額を記入してください。
 - (イ) 自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に支給して製造加工させてそのまま出荷したもの(委託生産品)も含みます。
 - (ウ) 転売品は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「転売収入」として記入して ください。
 - (エ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
 - (オ) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものも含みます。なお、その際の出荷額については、市価によって記入してください。
 - (カ) 構内に店舗を持たず、製造した製品をインターネットや通信販売等により直接消費者に販売したもの(製造直販) はここに含めてください。ただし、製造して構内の店舗で消費者に販売したもの(製造小売) は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「製造小売収入」として記入してください。

- (キ) 出荷額は、工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いた金額で 配入してください。
- (ク) 取引先での据付・工事や保守・点検などを含めた契約となっている製造品については、製造品の代金は「ア 品目別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「エ その他収入額」に「建設業収入」として、保守・点検の代金は「エ その他収入額」に「学術研究、専門・技術サービス業収入」としてそれぞれ分離して記入してください。

(5) 「イ 品目別製造品在庫額」

- (ア) 帳簿価額を8項で選択した評価方法 (「消費税込み」「消費税抜き」) に換算して記入 してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- (イ) 半製品及び仕掛品は含めないでください。
- (6) 「ウ 加工賃収入額」には、他企業(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に賃加工をして調査期間中に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。

(7「エ その他収入額」

- (ア) 「ア 品目別製造品出荷額」及び「ウ 加工賃収入額」以外の収入を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は含めないでください。
- (イ) 「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」は、ここに記入してください。
 - (注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、 「修理料収入」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合 は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、 「加工賃収入額」に記入してください。
- (ウ) **転売品の販売収入は**「転売収入」としてここに記入してください。
- (エ) 製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは、「製造小売収入」としてここに 記入してください。

14 主要原材料名

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

5 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び賃加工品のうち、主なものについて、貴事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちどの製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、貴事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいい、商社等他企業を経由して輸出したものは除きます。「13 12のア、ウ、エの合計金額」に占める直接輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。

17 工業用地及び工業用水

- (1) 「ア 事業所敷地面積」
 - (ア) 「敷地面積」には、貴事業所で使用(賃<mark>借を含む</mark>)している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、グランド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路(公道)、塀、柵などにより、明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。
- (2) 「工業用水」とは、貴事業所内で生産のために使用される用水(従業者の飲料水、雑用水を含む)をいい、「1日当り用水量」とは、調査期間中の1年間に、貴事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
- (3) 「イ 1日当り水源別用水量」
 - (ア) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から 供給を受ける水の量を記入してください。
 - (イ) 「4 その他の淡水」には、公共水道、井戸水、回収水のいずれにも属さないもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)及び河川敷又は旧河川敷内において集水埋きょによって取水する水(伏流水)、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

備考欄

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、平成29年に比べて著しく数値が多い又は小さい場合(例えば2倍以上又は1/2以下の場合)には、その理由を記入してください。

「転売品」とは、「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。

・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う<u>軽度</u>の加工を含みます。

ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

(出荷)

「賃加工」とは 貴事業所が、他企業の事業所から<mark>支給された</mark>主要原材

料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有 する製品等に加工することをいいます。

・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が 「加工賃収入」となります。

他企業の 事業所 「加工賃収入額」に記入 黄事業所 製造 ・ 加工 出など

「委託生産(外注加工)」とは 貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、 他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託す ることをいいます。

・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が 「委託生産費」となります。

・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入しま 「季託生産費」に記入 他企業の 事業所 原材料など 製造 ・ 類品・加工品など 加工

「製造品出荷額」に記入

14

★ ★ 黒こ	1 事業所の名称及び所在地 (電話番号)		1	10 製造品出荷額等	人以下の事業所用	n)					
^羔 インクのペ この調査票は	(29万丁) (名称)			(2) 貴事業所で製造し、同	じ企業の他の事業所 、その他収入の種類	て製造された製品をいい、部分品 ・へ引き渡したものも 市価換算 して i名、番号、数量単位名などの記え ください。	製造品出荷額に含めてく	ごさい。		さい。	
ハン又統計				ア 品目別製造品出荷 (酒税、たばこ税、揮発油税		入れてマ け受け入れてそ(他企業の国内事業所に支達のまま販売するもの(転売よ				
ボ調 査				番	号	製造品名	数 量单 位 名	数 量	金 千億 百億 十		立:万円) 百万十万
ル員	0 大分又は大体の名称及び配かり (電話番号)			8							П
ン 提 を出	1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。										
用して			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							\top	
、く楷だ			9								
書さ			選							11	
は゜			枫				製造品出荷額	i計 ★		+	
さぇ	3 他争来の(国内)の有無 のいまの留ち	一つに○を付けてください。	消	イ 加工賃収入額(年間	引)		つらず)の所有する原材料			中に引き	度したもの
りと記し	2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。	る。	費	番	号		₹又は受け取るべき加工賃工 品 名	ど記入してくたさ	金	額(単位	
入てしっ	4 経 営 組 鎌 5 資太会額7	スは出資金額(会社に限る)	巡	\otimes	9				千億,百億,十	- 億 億 千万	百万 十万
て調く査	■ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○年6月1月刊	在払込済みの資本金の額又は出資金の	27	1	9					+ +	\vdash
た票	1 会社 (株式(有限を含む)、) 一 領を記入して、	(ださい。 金 額(単位: 万円)	道				加工賃収入額	iii ★	+	++	┝┼┼
い記入	2 組合・その他の法人 5,000円未満のは「の」を記入。 3 個人	D場合 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円		ウ その他収入額(年間)	月 \		■ 頁(修理料収入、転売収入)	よど)を記入してく			
の 仕	6 従業者数(〇年6月1日現在) (単位;人)		W	サ その他収入機(平)	号		子・配当などの事業外収 <i>]</i> 入 の 種 類 名	、や財産売却収え	人は除きま 金	:す。 額 (単f	立:万円)
方		6 8	١Ħ,		0 0 0 0	での他収	八の怪頬石		千億 百億 十	億 億 千万	百万 十万
の転	区 業主 (m + 47 ***) 雇用者 以上の期間を定めて雇用し	送出者 受入者		1	0 0 0 0					+ othermal +	$\vdash \vdash \vdash$
記用	田	人 ち、別経営の 別経営の事業 パ (①~⑤の 事業所へ出向 所からきてこの	Ü		0 0 0 0		この仲間 3 対	; = 1 ,		++	$\vdash \vdash \vdash$
紙へ		「イ	は	11 10 00 (1	- A-I A-M		その他収入額			+ +	₩
へ の 転			繭	11 10 のア、イ、ウ				★ 印合計		44.	Ш.
記又	4		<u>خ</u>	12 製造品出荷額等(観の割合(年間) 通関手続を行ったもの)				割合	(単位:%
くは			Ņ	11項(10のア、イ	ウの合計金額)に対	する直接輸出額の割合を、小数点	点第2位まで記入してくださ	<i>?</i> .			<u> </u>
写った	7 現金給与総額(年間)(期末賞与、退職金等を含む)(単	位:万円) 金額(単位:万円) 百億+億億千万百万+万 万円	띩	13 主要原材料名及			T	10項に記入した	製造品の制	退告マルカロ	T! \
。 お 願	出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与 せている人に対する負担額なども含めて記入してください。		K	ア 購入したもの		の企業から支給された D(無償)	ウ 作業工程	ついての作業エ			
いり	8 消費税の税込み配入・税抜き配入の別		The second								
ま	選択した記入方法を○で囲んでください。	1 税込み 2 税抜き	ij								
す。	●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入 できない場合は「2 税抜き」で記入してください。	•	Ų								
	■ 囲みの欄(9項、10項、11項)は、上配、8項(「1税込み」「2税抜き9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関		ij								
	転売した商品の仕入額の合計金額 (年間)										
	(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じななどのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます(開	入額を記入しないでください)。	4	備 考			報告者(代表者)	の記名	¥.	去人番号	(13桁)
	(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支続 これに 支払った加工賃又は支払うべき加工賃 をいいます。			inti .cz							
	(3) 製造等に関連する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の										
	費用をいい、派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたも	のです。 金額(単位:万円)									

補助用紙

「10 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。 なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

8項での選択「消費税込み」「消費税抜き」に応じた金額を記入してください。

10	製造品出					, -														
ア	品目別製	造品出	荷額	頁(年間) (渥	轿、	たば	こ税、	揮発	油税及び	が地方	揮発油和	党を'	含む	;)					
		番		号		製	造	品	名	数量	数	量	金		額			左:天		
		笛		ク		衣	但	ПП	41	単位名	奴	里	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
\otimes																				
イ	加工賃収	 入額(生	E間))																<u> </u>
Ė	<i>7</i>	番		 号				賃	加	工 品	名		金	:	額	į (]	単位	左: 天	汀円)
		111	· · ·					貝	/Jμ	工 叩	71		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
\otimes				9																
				9																
				- i - i																
				9																<u> </u>
				9																
				9																
				- i - i	1															-
				9																<u> </u>
				9																
ウ	その他収	入額(名	Ŧ間))																
		番	:	号			そ	の他	1 収	入の種	重類	名	金		額			左: 天		
\otimes		:			$\overline{}$								千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
			U	0 0	U															
			0	0 0	0															
				0 0																
		<u> </u>	v	0 0	V															<u> </u>
	事業	美所の:	名科	Г																

- ・調査期間が「年間」となっている事項については、◎年1月~12月までの1年間の実績をご記入ください。
- ・それ以外については、○年6月1日現在の数値を記入してください。
- ※◎年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、◎年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。

「転売品」とは

「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

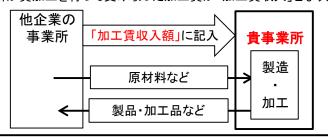
- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
- ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う 軽度の加工を含みます。

ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「賃加工」とは

貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。



「委託生産(外注加工)」とは

貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。

- 委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
- 委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。



1		○ 年 工 業 統	計調 査			○ ○ ○ ○ ○ 市区町調 査 区 整理番号
○市区郡名	○区町村名	秘 基幹統計 工 業 調 査	準 備 調 査	名 簿		村番号番 号
○ 1 工業調査 事業所番号	2 事業所名	3 事業所所在地	4 主 要 製 品 名	5 6	7	8
甲及び乙	営業上用いられている名称を記入してく ださい。定まった名称のない場合は、事	都道府県名及び市区名(郡部の場合は町村名)を除き、以下番地、○○ビルまで詳細に記入してくださ	製造品又は賃加工品名の主なもの 記入(商品分類表★印の品目名及 番号)してください。	&び _{(臨時雇用者} の 種 別 _診	事 業 所 の 異 動 状 況 亥当するものを○でかこんでくだ さい。	. 備 考
T 及 U G	業主の氏名を記入してください。	<i>١</i> ٠°	◎番号 品 目	名(送出者を除く)	新規削除	
		TEL			1. 開設・転入 5. 廃業・転出	
				甲 乙 乙	2. 転業 6. 転業	
		〒		1 2	3. 調査区移動 7. 調査区移動	
					4. 既設	
		TEL – –			1. 開設・転入 5. 廃業・転出	
				甲 乙 乙	2. 転業 6. 転業	
		〒		1 2	3. 調査区移動 7. 調査区移動	;
					4. 既設	
		TEL – –			1. 開設・転入 5. 廃業・転出	
				甲乙乙	2. 転業 6. 転業	
		〒		1 2	 調査区移動 7. 調査区移動 	<u></u>
					4. 既設	
		TEL – –			1. 開設・転入 5. 廃業・転出	
				甲乙乙		
		T			 調査区移動 7. 調査区移動 	<u></u>
					4. 既設	
		TO			1. 開設・転入 5. 廃業・転出	
		TEL				
		_		甲乙乙		
		₸			3. 調査区移動 7. 調査区移動	
					4. 既設	

- 1 ◎印欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村で記入してください。
- 2 従業者数は、従業者数は、「この事業所に従事している人の男女計」を記入してください。
- 3 調査票の種別欄は従業者数4~29人の事業所は「□1」、従業者数1~3人の事業所は「□2」に□をつけてください。
- 4 事業所数は名簿の1枚目に記入してください。
- 5 調査員氏名欄は各葉ごとに記入(押印でも可)してください。
- つ 調査貝以内間は日本とことにより、いい 6 調査区番号又は市区町村番号に変更があった場合には、備考欄に旧番号を記入してください。
 - 7 同一市区町村内事業所の異動は、事業所の異動状況欄の「調査区移動」に○をつけてください。 総務省・経済産業省

◎事業所数	○ 甲	0	乙	0	5 5	休 業
合 計		乙 1	乙 2	甲	乙 1	乙 2
		4~29人	1~3人		4~29人	1~3人

調查員氏名

工業統計調査 集計事項一覧

工業統計調査速報集計

		第	第	第	第
	結果表番号	1	2	3	4
集計	事項等	表	表	表	表
1.1.27	W 116 # 4 1 101 1 6 # 116 #				
対象	従業者4人以上の事業所	0	0	0	0
地域	全	0	0	0	0
区分	都 道 府 県			0	0
分類	産 業 分 類		中		
事項	時 系 列	10年		0	
	事 業 所 数	0	0	0	
	従 業 者 数	0	0	0	
	現 金 給 与 総 額	0	0		
集	原 材 料 使 用 額 等	0	0		
*	製 造 品 出 荷 額 等	0	0	0	0
計	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)	0	0	0	
	有 形 固 定 資 産	$\bigcirc^{1)}$	$\bigcirc^{1)}$		
事	年 末 在 庫 合 計 額		$\bigcirc^{1)}$		
	製 造 品 年 末 在 庫 額		$\bigcirc^{1)}$		
項	半 製 品 · 仕 掛 品 年 末 在 庫 額		$\bigcirc^{1)}$		
	原 材 料 · 燃 料 年 末 在 庫 額		$\bigcirc^{1)}$		
	主産業の概況(1~3位)				0

¹⁾ 従業者30人以上の事業所に限る。

I 産業別統計表[概要版]

						結果	-表3	≨ 号	第	第	第
作計	事項	<u> </u>				/PH 215		a · 5	1	2	3
未可	尹快:	₹							表	表	表
対象	従	業者	4 人	以	上の	事	業	所	0		0
刈水	従	業者	30 人	以	上の	事	業	所		0	
地域	全							玉	0	0	0
区分	都		道		府			県			0
分類	37:		यार		Λ			本工	細	細	4
事項	産		業		分			類	小中	小中	中
	事		業		所			数	Ö	,	0
	従		業		者			数	0		0
	現	金	給		与	総		額	0		0
集	原	材	料	使	用	額	Ę	等	0		0
*	製	造	品	出	荷	額	Į	等	0		0
計	付	л Л		価		値		額			0
		(従業者	f29人以	下は	粗付加	1価値	額)))
事	有	形	古		定	資		産		0	
	年	末	在	庫	合	計	-	額			
項	製	造	品 结	F 3	末 7	主	車	額		0	
	半	製品	· 仕	掛	品 年	主末	価	額		0	
	原	材料	· 燃	料	年末	: 在	庫	額		0	

Ⅱ 確報集計

1) 産業別統計表

集計事項等 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	3) 3-(1)	第 4-(1)
集計事項等 1-(1) 1-(2) 1-(3) 2-(1) 2-(2) 2-(2) 2-(3 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		4-(1)
 従業者3人以下の事業所 対 従業者4人以上の事業所 会 従業者4人~29人の事業所 位業者30人以上の事業所 		
対 従業者4人以上の事業所 ○ 象 従業者4人~29人の事業所 従業者30人以上の事業所 ○	0	
象 従業者4人の事業所 後業者30人以上の事業所 ○	0	
従業者30人以上の事業所 ○ C		
)	0
全) (0
区分都追附界		
大都市		
産業 分類 中中中中中小小中小小中小小中和	中小細	中
事項 従 業 者 規 模 ○¹) ○ C)	
資 本 金 規 模	0	
時 系 列 5年 5年 5年 5年 5年	i .	
事 業 所 数 〇 〇 〇 〇 〇) (0
従業者数 0 0 0	0	
現 金 給 与 総 額 〇 〇 〇 〇	0	
集 原 材 料 使 用 額 等 ○ ○ ○ ○ ○ ○	0	
有 形 固 定 資 産 📗 🔾)	
計 製造品在庫額、半製品の在庫額 及び原材料、燃料の在庫額)	
事 製 造 品 出 荷 額 等 〇 〇 〇 2 〇 〇	0	
生 産 額 〇 〇		
項 付加価値額 (従業者29人以下※ は粗付加価値額) ○ ○ ○ ○		
粗 付 加 価 値 額 〇 〇	0	
事業所敷地面積		0
1 日 当 た り 水 源 別 用 水 量		0

1) 10区分

2) 内訳を表章

2) 品目別統計表

結果表番号					第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第		
作到	集計事項等			1-(1)	1-(2)	1-(3)	1-(4)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	2	3-(1)	3-(2)			
朱可	尹快守	•					表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表
対	従	業者	4 人	以上	の事	業 所	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
象	従	業者	30 人	以上	の事	業所							0				
地域	全					围	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	都		道	府		県		0	0								0
分	産		業	分		類		中			細	細	中		中	中	
類	믑		目	分		類	0		0	0	0	0	0	0	$\bigcirc^{1)}$	$\bigcirc^{2)}$	$\bigcirc^{2)}$
事	従	業		者	規	模				0							
,	資	本		金	規	模								0			
項	時			系		列	5年	5年									
集	産	出	事	業	所	数	0		0	0	0	0	0		0	0	0
	믑	目	別	出	荷	額	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
計	出		荷	数		量	0		0								
事	믑	目	別	在	庫	額							0				
項	在		庫	数		量							0				
坦	産			出		率					0	0					

¹⁾ 賃加工品目

²⁾ 製造業以外の品目

3) 地域別統計表

		第	第	第	第	第	第	第	第
集計	結果表番号 事項等	1-(1) ①	1-(1) ②	1-(2) ①	1-(2) ②	1-(3)	2-(1)	2-(2)	3-(1)
		表	表	表	表	表	表	表	表
	従業者4人以上の事業所	0	0				0		0
象対	従業者4人~29人の事業所					0			
	従業者30人以上の事業所			0	0			0	
	全	0	0	0	0	0		0	
地域	都 道 府 県	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	市 区 町 村								0
	大 都 市	0	0	0	0	0			
分類事項	産 業 分 類		中	中	中	中	細		
争快	従 業 者 規 模	0		$\bigcirc^{1)}$		$\bigcirc^{1)}$			
	時 系 列	5年	5年	5年	5年	5年			
	事 業 所 数	0	0	0		0	0	0	0
	従 業 者 数	0	0	0		0	0		0
	現 金 給 与 総 額	0	0	0		0	0		0
集	原 材 料 使 用 額 等								_
	原 材 料 使 用 額 等	0	0	0		0	0		0
	有 形 固 定 資 産	0	0	0	0	0	0		O
計		0	0	0	0	0	0		0
計事	有 形 固 定 資 産 製造品在庫額、半製品の在庫額	0	0	0	_	0	0		0
	有 形 固 定 資 産 製造品在庫額、半製品の在庫額及び原材料、燃料の在庫額製造品出荷額等 機等 生 産 額				_				
	有 形 固 定 資 産 製造品在庫額、半製品の在庫額及び原材料、燃料の在庫額製造品出荷額等			0	_				
事	有 形 固 定 資 産 製造品在庫額、半製品の在庫額及び原材料、燃料の在庫額製造品出荷額等生産 額 集造品出荷額等 性 産 額 付加価値額	0	0	0	_		0		
事	有 形 固 定 資 産 製造品在庫額、半製品の在庫額及び原材料、燃料の在庫額製造品出荷額等 機等 基額 生 産 額 付加価値額(従業者29人以下は粗付加価値額)	0	0	0	_	0	0	0	0

1) 事業所数のみ表章

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

(1)調査範囲からの除外

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区を含む。)及び都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの区域に含まれる調査区。

- ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域。
- ② 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの 指示の対象となった区域のうち帰還困難区域。

(2)調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、地域の実状を勘案し別途経済産業大臣が定める方法により調査するものとする。

2 変更する期間

本変更は調査実施年を平成29年とする調査以降の対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。

工業統計調査の必要性

1. 調査の目的・必要性

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、 製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、 地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ること を目的としている。

調査の結果は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の運用、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の運用、ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

2. 他調査との重複

製造業の活動を把握することを目的とした統計調査は工業統計調査の他には、 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)があるが、経済センサス・活動調査の対象となる年は工業統計調査は実施しておらず、工業統計調査で必要 となる事項は経済センサス-活動調査によって把握することとしている。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。 調査履歴の登録については、調査結果名簿を毎年5月下旬までに登録する。

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、 国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

- ◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料
 - ・地方交付税の算定(「普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)第11条の2」 において経常態容補正係数(都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」)の算 定資料)
- ◆下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎 資料
- ◆国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく国土利用計画や国土形成計画法(昭和25年 法律第205号)に基づく国土形成計画(旧全国総合開発計画)の策定、工場立地の現状把握や 工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料
- ◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料
- <都道府県・市町村での利用例>
- ◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料
- ◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料
- ◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

- ◆産業連関表、国民経済計算(SNA)等の基礎資料
- ◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料
- ◆中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の資料
- <都道府県・市町村での利用例>
- ◆地域産業連関表、県民経済計算等の基礎資料
- ◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料
- ◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料
- ◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条の激甚災害の指定及び これを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料)

(3)企業や大学での利用

- ◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料
- ◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料
- (4) 国際連合統計部、経済開発協力機構(OECD)統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5)各種調査の標本設計等の母集団